



本朝相撲 吉田司家の歴史

NPO法人 熊本相撲文化研究会

【相撲の起源】

相撲の歴史は「古事記」「日本書紀」のいわゆる神話時代まで遡ります。奈良時代に聖武天皇は、仏教信仰に基づいた国家的奉納として朝廷で節会相撲（せちえすもう）を初めて催しました。そしてそれまで全国的に庶民の間で行われていた農作の豊凶を占う農耕儀礼の『神事相撲』が宮廷において取り上げられ、やがて大規模な国家的年占いに発展していき、神亀三年（726年）朝廷の恒例行事『三度節』（さんどせつ）の一つとして『相撲節会』（すまいのせちえ）が始まりました。

相撲が他のスポーツと根源において大きく相違する点は、神事として発展し今日なおその伝統を受け継いでいることです。

【吉田司家の登場】

文治二年（1186年）朝廷の威光を国中に知らしめるために、保元の乱や平治の乱などで中断されていた『相撲節会』を復興することになりました。

相撲の行事官であった志賀清林の家が途絶えていたため、志賀家の伝を学んで神事相撲の例式や故実旧例に精通していた吉田豊後守家次（よしだぶんごのかみいえつぐ：吉田家始祖）が越前の国より召されました。そして後鳥羽天皇より相撲の司行事官たることを命ぜられ、名を『追風』（おいかぜ）と賜りました。家次は式を司り、それまで七番勝負が通例だったものを三番勝負に改めた上で相撲節会の復興という大役を無事務めあげました。

後鳥羽天皇は大変お喜びになり、「国技の古き伝統を守り伝えよ」と訓を託した『獅子王の団扇』や『木剣』などが家次に下賜されました。

こうして吉田司家は天皇により相撲の宗家と定められ、八百年以上の時を経た現在まで相撲の故実旧例を守り続けてきました。

【第十三代追風吉田長助】

第十三代追風吉田長助の時代（十六世紀後半）には長引く戦乱の影響で相撲の礼儀礼節も乱れて、『角力』と呼ばれる単なる力比べになっていました。長助はその状態に危機感を持ち、故実旧例にならい土俵上の登場儀礼を定め、相撲道を国技として確立していきました。

その功績が認められ、永禄元年（1558年）長助は正親町天皇（おうぎまちてんのう）の『相撲節会』復興に召されて相撲全般を取り仕切る行事官に任じられ、無事にその任を果たして『マカロウの団扇』を勅賜され神事節会が復活したのです。

また元亀年中（1570年）には関白二条晴良にも召されて『一味清風の団扇』が授けられました。

「相撲の始祖である志賀清林とそれを引き継いだ吉田追風は一味であり、一つの流れなり」ということから清林の「清」と追風の「風」をとって「一味清風」と書かれたということです。

これ以来、行司の軍配には「一味清風」の文字が書かれるようになりました。

また、安土桃山時代には織田信長に招かれ武家相撲の例式を定め、豊臣秀吉に招かれた際には相撲の会を開き自ら行司を務め、褒美として柄に五三の桐を刻んだ団扇等を授かりました。さらに江戸時代になり徳川家康から招かれ将軍上覧相撲の規定も決めました。

この第十三代追風吉田豊後守長助の活躍により、吉田司家の相撲界における地位は確立し、その後全国へと影響力が広がっていきました。

【吉田司家、肥後（熊本）藩へ移住】

第十五代追風吉田善左衛門の時代になると朝廷が衰微し相撲節会も中断していたので、武家奉公を内願したところ朝命あつて許可されました。

阿波の蜂須賀家、陸奥の伊達家、越前の松平家などの諸家から招聘したい旨伝えられましたが、相撲愛好家として知られていた肥後藩主細川綱利公に仕えることとなり、寛文元年（1661年）肥後藩に移住しました。

綱利公は吉田家を厚く遇し、親戚一同を京都から呼び寄せることも許され、家屋敷を坪井草葉町（現在の白川公園の一角）に賜りました。そして細川家は吉田司家の由緒書を添えて『本朝相撲行事』であることを徳川幕府に提出して承認され、以来その権威は確固たるものとなりました。

【横綱制度の始まりと行司家の統一】

第十九代追風吉田善左衛門は『横綱制度』を考案制定しました。

吉田善左衛門は先代から江戸勸進相撲（庶民の相撲）のことを詳しく教え諭されていて、横綱なるものを案出することを思い描いていました。善左衛門は細川家の私邸花畑屋敷の九曜の間で十代藩主に横綱免許を授与する許可を得、その後参勤交代のお供をして寛政元年（1789年）十一月、江戸細川藩邸にて谷風梶之助、小野川喜三郎に横綱を免許したことから横綱制度が始まりました。「このたび谷風、小野川力士を故実門弟に召し加え、相撲ぶりを見た上で横綱と申すものを免許する」

現在は『横綱』が力士の最高位になっていますが当時は『大関』が最高位で『横綱』は地位ではなく称号であり、『大関』の中で品格を認められた者に横綱を締めて一人方屋入り（かたやいり：土俵入り）をするための免許でした。そして横綱を免許された力士は吉田司家の門弟（門人）になりました。

善左衛門の狙いは正に的中し、観衆は横綱の魅力に熱狂し、相撲人気はこれを契機として益々高揚し江戸勸進相撲の全盛期を迎えることになりました。

『横綱』の語源は、皇宮造営や社寺の建立に際して最手（「ほて」：大関にあたる）の力士が地踏みをした『地鎮めの法』を伝授した『横綱の伝』です。武家相撲も勸進相撲も神道や陰陽道の教義で構成されており、善左衛門はそれらの故事からヒントを得て横綱の作り方を考案し、当時の最高位の力士に横綱を免許してその榮譽を称え、相撲興隆の一翼を担わせようとしたのです。またこれが現代の『地鎮祭』の原点であることは言うまでもありません。

江戸時代の後半になり享保の頃には行司の家は全国にかなりの数があり、作法や故実も各流まちまちでした。それらの行司の家を統制し『追風家』という行司の最高地位を確立したのも、第十九代追風吉田善左衛門です。関東に根強い勢力を持っていた『木村庄之助』や『木村瀬平』の一門や、その門流である『式守家』も『吉田追風家』の門弟（門人）として行司界が統一されていきました。故実門弟になった行司の中でも『立行司』には、直門人として細川藩主の許可で吉田司家が帯刀を許し、併せて細川藩の九曜紋入りの陣羽織を授与しました。

善左衛門は、歴代の追風伝承の故実を基に全国の行司の家を統制し、故実を改めて制定して相撲界に周知徹底させ、勸進相撲の故実と別に上覧相撲の礼式を定めました。そして江戸・大阪・京都の相撲会所を統制し、寛政三年（1791年）と寛政六年（1794年）の第十一代将軍徳川家斉の上覧相撲を一分の隙も無く見事に務め上げ、武家相撲の全盛期へと導いていったのです。

このように現代相撲の格式高く潔い土俵での立ち居振る舞いは、第十九代追風吉田善左衛門によって確立され、代々吉田司家に受け継がれてきました。

【第二十三代追風吉田善門の功績】

明治になって第二十三代追風吉田善門の時代には、相撲そのものの存続の危機や東西角界の対立などの大きな出来事がありました。その内容を『相撲道と吉田司家』（著者 荒木精之：1907～1981年）から抜粋します。

時代は変わり、明治維新によりあらゆる伝統・慣習を破壊しようという時代になりました。それまでの力士は大名のお抱え待遇で安定した生活をしていたのですが幕藩体制崩壊により力士たちは窮地に追い込まれることになりました。

明治六年（1873年）に新たな条例が布告され、相撲興行を行う者を厳しく取り締まり、違反すれば厳しく罰則が課せられることになりました。

「衆人環視の中で裸になって取組むまことに野蛮きわまるものであり、国辱だ」という議論が新政府の官僚からも上がる始末で、もはや相撲の故実旧例を顧みる者などは無く、あるものは土角力（草相撲）ばかりといった有様でした。

また、明治十一年（1878年）には更に厳しい規則が公布されました。

第二十三代追風吉田善門は、こうした相撲に対する間違っただけの締め付けや風潮を許すことが出来ませんでした。相撲こそが我が国固有の神聖な国技であると信じて疑わぬ彼は、相撲道護持の一念から明治十四年（1881年）七月、東京に乗り込み相撲界の動向を観察し、同年八月帰郷しました。

翌十五年（1882年）四月善門は再び上京し、まず相撲年寄である伊勢ノ海五太夫、大獄門左衛門、中立庄太郎、根岸治三郎、行司である木村庄之助、式守伊之助などを呼び出して、今後は改めて必ず故実旧例を重んじ準拠すべきことを契約させ、相撲界内部を引き締め統制しました。

そして、警視總監・樺山資紀（かばやますけのり：元薩摩藩士族）に対し、相撲廃止論の無謀不都合極まりないことを説き伏せるため、吉田善門は樺山資紀と親交のある海江田信義（元薩摩藩士族、元老院議官）に応援を求め共同戦線を張りながら、後藤象二郎（元土佐藩士族、後の自由党副党首）にも理解を求め、相撲廃止論に対する戦闘的な防衛運動に一身を投げ打つこと三ヶ月、郷土の先輩で明治憲法の草案者でもある井上毅（後の文部大臣）にも応援を求めて血の滲むような直談判を重ねた結果、明治十五年（1882年）七月四日、ついに警視總監・樺山資紀より相撲存続の許可を得ることができました。

当時の日本には江戸相撲と大阪相撲があり、共にその伝統を誇っていました。しかし大阪相撲は明治十年（1877年）前後を頂点とし、衰えかかっていました。そこで明治三十六年（1903年）六月、大阪難波にて東西合併相撲が執り行われ、大阪方の若島などの活躍もあり、非常に人気を集めました。

そんな活躍もあり明治三十八年（1905年）四月には東京相撲協会加判（かはん：同意）の基に若島への横綱免許の申請をしてきたので、吉田善門は正式に『横綱』を免許しました。この若島は明治三十六年（1903年）に吉田司家以外（京都五条家）から『横綱』を免許され『大阪横綱』を名乗っていましたが、吉田司家から認められなければ、天下公認とはならず、それは大阪横綱といっても言わば『田舎横綱』としてしか扱われなかったのが吉田司家公認となって大阪相撲協会は益々の盛況となりました。

ところが、明治四十三年（1910年）の一月場所前、東京相撲協会は大阪相撲協会に対して突然絶交を宣言しました。事の発端は折角正式に横綱に公認された若島が大怪我をし、明治四十年（1907年）春限りで引退したことでした。大阪相撲協会は、次の看板力士を作るため、大阪相撲で名を馳せていた大木戸森右衛門を推挙しました。司家では直ちに司家同門会を開いて協議した結果、何分まだ気品に乏しく時期尚早という意見を善門に答申しました。善門は熟慮の結果、この申請を却下しました。

これに大阪相撲協会は非常に狼狽し、窮余の一策として単独で大木戸に『横綱』を許すこととし、明治四十三年（1910年）一月五日、大阪相撲協会は横綱授与式を行い協会代表朝日山四郎右衛門から大木戸に横綱の免許を授けました。（このことは、明治四十二年（1909年）十二月二十九日の東京朝日新聞でも、大々的に取り上げられています。）この事実が熊本の吉田司家に伝わると、司家では「この大阪相撲協会の処置は司家の存在を無視し、名誉ある相撲道の最高権威を冒瀆するものである」と直ちに大阪相撲協会を破門する旨を通告しました。これに呼応して東京相撲協会は「自分たちは司家の門人である以上、破門された大阪相撲協会とは友好関係は結べない」と追い打ちをかけて絶交状を送りつけました。

明治四十三年（1910年）一月十四日の東京朝日新聞は、「東西相撲界の絶交、大木戸横綱問題の爆発、東京方より絶交書」の見出しで報道しています。

また、東京相撲協会の参謀の根岸治右衛門は次の通り述べています。

「私共の絶好せねば成らなくなったという理由は大阪方が故実を無視したからです。相撲のあるべきものは故実以外何者もない。本来吉田家は相撲の司である。その司家と大阪相撲協会は絶交したから、東京相撲協会は吉田家との間柄により遂に大阪に絶交状を送ることになったのです。有体に云うと、大阪方が吉田家独占の『横綱』の名称を勝手に使用したのが不都合ということである。」東京相撲協会の友綱貞太郎は、「我々の相撲は吉田家を中心とした相撲で、吉田家を無視した相撲は、我々から云えば田舎相撲である。而して大阪方は吉田司家と全く関係を絶った。従って吉田家を中心とする東京相撲は、大阪方と一切の関係を絶つと云うのは理の当然である。大阪方が勝手に大木戸を横綱にしたのは、我々年寄りとはともかく常陸山（ひたちやま）や梅ヶ谷に気の毒です。」と話しました。このようにして大阪相撲協会は事実上単なる地方の草相撲となり下がったのです。

大阪相撲協会の大開放駒が突如、「司家を離れた大阪相撲協会では張り合いがない」と言い出し東京の常陸山の懐に入ったので騒ぎは一層大きくなりました。

放駒に続いて我も我もと脱退するものが現れ大阪相撲協会は壊滅に瀕する重大な局面を迎えることになってしまいました。このままではたまらず明治四十五年（1912年）大阪の代表朝日山が上京し、築地にて東京側の代表常陸山と会见面談の結果、両者の間で次のような妥協策について意見の一致をみました。

一、大阪相撲協会は吉田家に謝罪すること

一、大阪横綱大木戸森右衛門の横綱を撤回すること

但し、大阪と熊本を除く地方巡業には横綱を張ることを大目にみる。

一、大阪相撲にして今後東京を凌駕する技術、力量抜群の力士現る時は、従来
の如く東京相撲協会の調印を付して吉田家へ請願することを廃し、只その
際は口添えするに止めること。

これで朝日山も満足の意を表し帰阪の上、大木戸に諮ったところ彼も異存なし、そこで大阪相撲協会を代表し、東京相撲協会の根岸理事、常陸山代理阿武松並びに京都相撲協会からも代表が打ち揃って熊本の吉田司家に善門を訪ね、改めて謝罪したので、第二十三代追風吉田善門は東西相撲協会の取り決めた前記の覚書を認め、その実行をさせ大阪方の帰参を認めました。司家より許容の言葉があった後、懇請により、いったん取り上げた故実門人免許状を授与し、神酒の披露もありました。

一昨年来角界の大問題であった本件もめでたくここに円満なる解決を告げたのです。後に朝日山は「今度という今度は是非とも司家の御許しを得て従前通りに吉田司家の御支配を受け、東京相撲協会とも和解が出来るように衷心から希望しておりましたが、幸い皆様の御尽力で、めでたく謝罪を聞き届けられ、私はこんな嬉しいことはありません。」と喜びをあらわにしました。

また、十二月十八日の九州日日新聞には大木戸の横綱懇請のため司家に出頭した大阪相撲協会の立行司木村玉之助の話が次のように取り上げられています。「先年大阪方の司家に対する仕打ちは実に申し訳ない次第で、何と申しまして相撲道は司家の御支配を受けないではとても立ち行きません。大木戸が土俵入りしますと、大勢の観客から「ヤー偽の横綱」と叫ぶのです。そうすると大木戸もよい気持ちも致しませんから、拍手もそこそこに引き下がります。

先日司家のお詫びが叶ったとの報道が新聞に出ますと、翌日の土俵入りには「大木戸よ、おめでとう」「横綱エライ」と八方から声が掛かります。実に何と云いようの無い気持ちで、私は司家の有難さをゾクゾク感じました。」

これは、吉田司家が認めた横綱だけが本物であり横綱制度は司家固有のものだと皆が認識していたことを物語る逸話です。

【横綱制度の変革】

『東京大角力協会』が『財団法人・大日本相撲協会』となって以降も、吉田司家は相撲の宗家として『横綱』と三役格以上の『行司』へ免許を授けてきました。この横綱への『本免許状』授与は、昭和二十四年（1949年）第四十代横綱東富士への授与まで約160年間続きました。

そして昭和二十五年（1950年）にその歴史に大きな転換期が訪れました。

第二十三代追風善門の死後、吉田長善が第二十四代追風を襲名し家督を継いでいましたが、終戦後の混乱の中で相撲界に変化が起きました。戦後、野球人気に押されて衰退の傾向であった相撲界では、先ず一月二十九日に『横綱審議委員会』が設立され十一月十二日には長善が引退を表明しました。

これにより吉田長孝が七歳にして第二十五代追風として家督を継がざるを得なくなった訳ですが、それを受けて、昭和二十六年（1951年）一月二十七日に相撲協会から次の覚書が発表されました。

- 一、横綱は今日既に力士の地位になっている。協会は大関以下全力士の地位を決定すると同様、今後横綱を最高地位として協会がこれを決定する
 - 一、従って横綱授与式は東京において協会がこれを厳修する。横綱授与式には伝統を重んずる。伝統に則り、相撲司家の臨席のもとに司家より故実並に横綱を授与する。
 - 一、新横綱の誓いは協会代表がこれを受け、新横綱に対する訓示は協会代表がこれをなす。
 - 一、協会は新横綱を決定した場合、特使を司家に派してこれを報告し（横綱授与式への）臨席を申し入れる。
 - 一、新横綱熊本方面に初巡業の際は、司家神前にておいて土俵入りをなす。
- （付）
- 一、司家当主は幼少につき成年に達する迄は、血統を重んじ伝統を尊ぶ趣旨に則り、後見人を置く。（後見人は、親族とする）
 - 一、熊本県では司家保存会のようなものを組織し、司家としての体面保持の責に任じてもらいたい。

従来は、相撲協会が横綱にしたい力士があると吉田司家に推薦して横綱免許を申請することになっていたのですが、これより以降は相撲協会が横綱審議委員会に諮問し、同意を得て協会がこれを決定することになりました。従って、第四十一代横綱千代の山から第五十九代横綱隆の里までは、吉田司家は明治神宮で執り行われるようになった横綱推挙式に臨席し、『横綱』と故実一卷を授け、新横綱の熊本方面初巡業の際に吉田家邸内の土俵での奉納土俵入りが行われる

にとどまっています。

【吉田司家の現状】

昭和五十七年（1982年）、吉田司家始祖吉田豊後守家次の七百五十年忌辰が吉田家邸内において盛大に行われました。日本相撲協会からも春日野理事長はじめ北の湖、二代目若乃花、千代の富士の三横綱及び幕内全力士、木村庄之助、式守伊之助など多数参列しました。その直会（「なおらい」：式典の後の会食）の席上で、当時の日本相撲協会の春日野理事長から、『日本相撲博物館』を熊本に建設してはどうかという提案と、その建設費の一部として5億円の寄付の申し出がありました。当時熊本市役所職員であった第二十五世追風吉田長孝は、星子敏夫 熊本市長（当時）の勧めもあり市役所を退職し熊本城三の丸広場に『日本相撲博物館』を建設するための財団法人設立を目指し上京しました。

そして数年をその事業に費やし認可取得の目前というところで昭和六十一年（1986年）に「吉田司家不渡り」の報を東京で受けました。寝耳に水の第二十五代追風は、急遽帰熊し真相を調べたところ、留守を預けていた宗教法人吉田司家の事務職員が『野球賭博』に関わり、数億円あったはずの宗教法人の資金を全部使い果たし、更に吉田長孝個人の当座預金口座から融通目的のため、無断で小切手・手形を乱発していたことが判明しました。地元を留守にしていたとはいえ当主の監督不行き届きであったことは否めないといふ深い自責の念に駆られ、これによる角界の混乱を危惧した第二十五代追風は、日本相撲協会の春日野理事長に『横綱推挙式』等の公式行事への参加を当面控える旨の申し入れをしました。

そして事態の收拾に奔走しましたが、総額8億円にも上っていた手形の買戻しには力及ばず、その年2度目の不渡りを出し事実上の倒産となりました。

その際に日本相撲協会の春日野理事長より『相撲司会』名誉会長であった当時の熊本県知事細川護熙氏に送られた公式の書状が昭和六十一年七月十五日付の『横綱推挙に当っての吉田司家の取り扱い』と題する書状（以下「昭和六十一年書状」といいます。）です。この書状の内容は下記の通りです。

記

1. 吉田司家の借財等については、当協会は一切関与しないこととしたこと。
2. 横綱推挙に当っては、理事長より推挙状および横綱を授与することとした。
3. 吉田司家の推挙式の参列および故実書の授与は、吉田司家の内部事情が整理されるまで中断することとした。
4. 相撲の伝統と古来のしきたりを尊重する趣旨により、吉田司家の状況が改善

されたと認められた時点で、吉田司家の取り扱い方を判断することとしたこと。

この文書の内容は一方的に協会側が決めたことではなく、上記のとおり吉田司家からの申し入れによる経緯があつて作成されたものです。

第二十五代追風は、その後数年間、借金の返済に追われることとなりましたが、財産の売却や親類等からの借入れにより資金を集め、平成二年三月までにはこの資金をもとに手形の不渡りによって負った借金を完済しました。

その後、『司家相撲協会』の尽力により平成四年（1992年）に吉田司家と日本相撲協会との復縁を求める約10万人の署名が集まり、年末に協会側とも協議に入りました。年が明け平成五年正月、日本相撲協会の理解と熊本県の協力を取り付け、復縁の報道が新聞各紙を通じ一斉に行われました。ところが、当時の熊本県知事であった福島譲二氏がその直後に逝去され、大きな推進力を失ったため、残念ながら復縁話は頓挫してしまいました。

それから十年以上の時が流れ、第二十五代追風は、借金の返済資金を貸してくれた親類に迷惑をかけ続けるわけにはいかないことから、銀行から吉田司家の家屋敷を担保に借入れを行い、その資金をもとに親類からの借入れを返済しました。ところが、その後、第二十五代追風は、昭和五十年代には年間二千万円以上あったという吉田司家の観光収入も途絶えた中で、次第に財政状態が悪化し、銀行に対する借入れの返済が滞った状態に陥りました。そして、平成十七年（2005年）には遂に、吉田司家の家屋敷が銀行によって競売にかけられ、売却されてしまいました。この家屋敷を売却した資金によって、第二十五代追風は、銀行借入れを完済することができましたが、他方で、吉田司家の拠点を失うこととなってしまいました。そしてその頃には、吉田司家を長年支え続けてきた『司家相撲協会』等の支援団体も、構成員の高齢化により活動の停止を余儀なくされました。

このように、吉田司家は、長期間にわたって苦境に立たされてきましたが、日本の国技であり伝統文化でもある相撲の宗家を絶やしてはならぬという思いで吉田司家の復興を願う人々は多く、新たな支援者が続々と現れてきました。そして平成二十六年（2014年）年末、このような支援者の尽力により、第二十五代追風は、熊本県阿蘇市内牧に念願の吉田司家復興予定地を手に入れることができました。地元の歓迎振りは熱を帯び、阿蘇市長・佐藤義興氏、衆議

院議員・松野頼久氏や多くの地元市民、さらには県内外からも支援者たちが続々とお祝いに駆けつけ、何度か行われた式典には熊本地方テレビ局4社全てが取材に訪れ、その模様は大々的に報道されました。

本殿の建立や博物館の建築などやるべきことはまだまだ山積していますが、上記のとおり現在の吉田司家の状況は、少なくとも昭和六十一年書状において「吉田司家の推挙式の参列および故実書の授与」の中断を解く要件とされている「吉田司家の内部事情」の整理が完了しており、また、「吉田司家の状況が改善された」と認められる状況に至っているといえます。そこで、吉田司家は、「吉田司家の推挙式の参列および故実書の授与」の再開などを目指し、日本相撲協会との間で、「相撲の伝統と古来のしきたりを尊重する趣旨により」吉田司家の取り扱いについて再協議することを求め、現在活動を行っており、吉田司家の復興を目指しております。

署名活動の趣旨

NPO法人 熊本相撲文化研究会

現在、吉田司家は、相撲界への復帰の障害となっていた問題を全て解決し、新たな境内地も取得して復興への道を歩み始めました。相撲の宗家として相撲道の伝統と精神を守り継いできた吉田司家は、絶やしてしまえば二度と取り戻せない貴重な日本の財産です。我々は国際社会に誇れる真の意味での国技継承と発展の為に、現在途絶えている吉田司家と財団法人日本相撲協会（以下「日本相撲協会」といいます。）との連携を復活させ、吉田司家を相撲の表舞台に戻すための署名活動が必要だと考えます。

現在の日本相撲協会の定款第3条（目的）には、「この法人は、太古より五穀豊穡を祈り執り行われた神事（祭事）を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とする。」とあります。

吉田司家は、この日本相撲協会の定款中にある「五穀豊穡を祈り執り行われた神事（祭事）」を使命として代々担ってきた家系であり、「我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展」させること、また、「相撲記録の保存及び活用」することに長年尽力してきました。このような経験に基づき、いま一度、日本の相撲界の発展に貢献することが吉田司家の使命であると考えます。また、相撲界における「人材の育成、相撲道の指導・普及」には、やはりこのような歴史的な背景や知識・経験に裏打ちされた吉田司家の存在が欠かせません。

今こそ原点に立ち戻り、吉田司家と日本相撲協会との間で協力関係を復活させることが「相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与する」ことになり、ひいては国技相撲道の更なる発展につながる道だと思います。

そこで、我々は、この吉田司家と日本相撲協会との間の協力関係を復活させ、もって、①明治神宮で執り行われる横綱推挙式への吉田司家の臨席並びに故実及び横綱の吉田司家からの授与、②吉田司家熊本阿蘇相撲神社での新横綱による神前奉告祭、並びに③三役格以上の行司免許の吉田司家からの授与を復活させることを目指しております。

かつて熊本は相撲界及び相撲文化の中心地でした。天皇家と江戸幕府から相撲の宗家と認められ、江戸、明治、大正、昭和と時代が変わっても、300年以上に亘り熊本から全国に向けて情報発信を続けてきました。昨今『地方創生』

が政府の方針として掲げられ、地方自治体もそれに応えようとしていますが、思うように成果が上がっていないのが現状です。しかし熊本には地方創生の核として求心力を持った『相撲宗家・吉田司家』があります。

吉田司家は拠点を熊本市から阿蘇市に移しましたが、我々は熊本県全体を視野に置いてこの伝統文化を活かした地方創生事業を考えています。

そのため、吉田司家によって以下に列挙する事項が実現されることを今後の目標として、活動していきたいと考えております。

- 神事を執り行うために、相撲三神を祀る相撲神社の本殿の建立と土俵その他の施設の造営
- 相撲博物館の建設（相撲の歴史を通じて、日本文化を広く伝える施設）
- 相撲研修所の建設（大相撲を目指す者を教育する施設）
- 相撲学校の建設（上記の者に限らず、広く相撲道を通じて青少年の教育をする施設）
- 肥後相撲館の建設（大相撲巡業や、学生相撲大会、相撲部合宿ができる施設）
- 各種文化事業

熊本阿蘇に相撲学校を作る目的は、雄大な大自然の中で青少年に日本の伝統文化である相撲を体験させることにあります。肌と肌とのぶつかり合いの中でバーチャル世界に陥りがちな現代の子供たちにリアルな痛みや厳しさを教え、イジメなどに加担することも屈することもない心身共に強い人間を育てていくことです。そして、この相撲学校や相撲研修所の運営にあたっては、引退力士たちを講師として雇用したいと思えます。

また、熊本阿蘇相撲神社においては、本格的な地鎮祭の普及に是非力を入れていきたいと思えます。そもそも横綱の語源は、地鎮祭に由来しており、各種の地鎮祭には力士が赴き、これを執り行うことが本来の姿であります。その他、『豊穰祭』や『赤ちゃん相撲』なども、熊本阿蘇相撲神社において、力士や行司が営むことが望ましく、これらの施設で働く講師や神職には、各部屋からの推薦を受けた力士のみがなれることとしたいと考えております。これらの施策により、個々の力士としては、角界引退後の再就職先となると共に、将来故郷に錦を飾りたいと思っている力士にとっての励みとなり、相撲に取り組む姿勢はもちろんのこと、部屋での生活態度も引き締まったものになり、全体的な力士のモラルの向上に繋がることと思えます。また、相撲研修所や相撲学校を一般に開放し、多くの人々が日頃から本格的な土俵で相撲に親しめる環境を整えることにより、より地元に着した形で相撲人口の裾野の拡大に繋げていく

いと考えております。

これらの目標は、実現すれば社会貢献面も採算面も十分にある事業です。例えば、『平成25年 熊本県観光統計表』によると、年間1,700万人以上が阿蘇を訪れており、そのうち実に9割の1,500万人が日帰り観光客となっていますが、仮にその日帰り観光客の5%が前述の阿蘇相撲関連施設を含んだ周辺の観光地で1人当たり1,000円を消費したとすると7億5千万円の観光地収入が見込まれ、さらにその半数が宿泊客となれば、1泊10,000円としても年間で37億円以上の経済効果となります。

そして阿蘇地域が熊本観光のけん引役となり、国内外からの観光客招致に繋がっていけば、新幹線の熊本駅の乗降客や阿蘇くまもと空港の利用客の増加が期待でき、他の地域への波及効果も見込め、そのことによって熊本県の年間観光収入の2,400億円の5%でも増加できれば、それだけで120億円もの経済効果がもたらされるのです。これは十分に『地方創生』の成功例となり得る内容ではないでしょうか。

これらの文化事業の公益性を踏まえ、日本相撲協会と吉田司家が連携して相撲界の発展のための活動に取り組んでいけば、必ずや相撲界全体の活性化に貢献することができ、相撲の競技人口の増加に繋がることと思います。

以上の目標を実現させるためには、皆様のお力添えが必要不可欠です。吉田司家の復興に是非とも熊本県民の皆様のご協力をいただきたく、我々は、日本全国で署名活動を展開していきます。

〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目6番1号

N P O 法 人

熊本相撲文化研究会

TEL 096-340-8244 / FAX 096-340-8245

URL <http://sumo-ken.org>

e-mail info@sumo-ken.org